

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 11日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県島田市大柳1177-1

氏名 味の素ベーカリー株式会社

小久保 理

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0547 - 38 - 5880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	味の素ベーカリー株式会社		
事業場の所在地	静岡県	島田	市 大柳1177-1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	食料品製造業		
② 事業の規模	2023年度 生産出荷額83億円		
③ 従業員数	469名（正社員135名、それ以外の職員334名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	図1のとおり		

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
表1のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和 5年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	排出量
	動・植物性残渣	1,759.670 t
	廃プラスチック類	192.150 t
	廃油	0.660 t
	有機性汚泥	155.690 t
	(これまでに実施した取組) 主にパン生地の設備面、教育面にて削減対策を講じていくとともに、 工程内リサイクル等により、発生量の抑制を推進した。	
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	排出量
	動・植物性残渣	1,759.670 t
	廃プラスチック類	192.150 t
	廃油	0.660 t
	有機性汚泥	155.690 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ取り組みを予定している。	

## 産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状	【廃棄物の種類】 動植物性残差・廃プラスチック・廃プラスチック(雑かい)・木くず・廃油・ガラス、陶磁器くず・水銀使用製品産業廃棄物・有機性汚泥(液種)・有機性汚泥・乾電池。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ取り組みを予定している。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		

②計画	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		①(t)	②(t)	③(t)	④(t)	全処理委託量(t)
	動・植物性残渣	298.880	0.000	0.000	0.000	0.000
	廃プラスチック類	48.440	0.000	0.000	0.000	0.000
廃油	0.660	0.000	0.000	0.000	0.000	

		有機性汚泥	155.690	0.000	0.000	0.000	0.000
(これまでに実施した取組) 特に無し							

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画			①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	動・植物性残渣	298.880	0.000	0.000	0.000	0.000	
	廃プラスチック類	48.440	0.000	0.000	0.000	0.000	
	廃油	0.660	0.000	0.000	0.000	0.000	
	有機性汚泥	155.690	0.000	0.000	0.000	0.000	
		(今後実施する予定の取組) 産廃業者の不法投棄などのリスク防止強化の為、毎年の査察において、現場の確認の他、業績評価の厳粛化を図る。					
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図 1 産業廃棄物処理フロー図

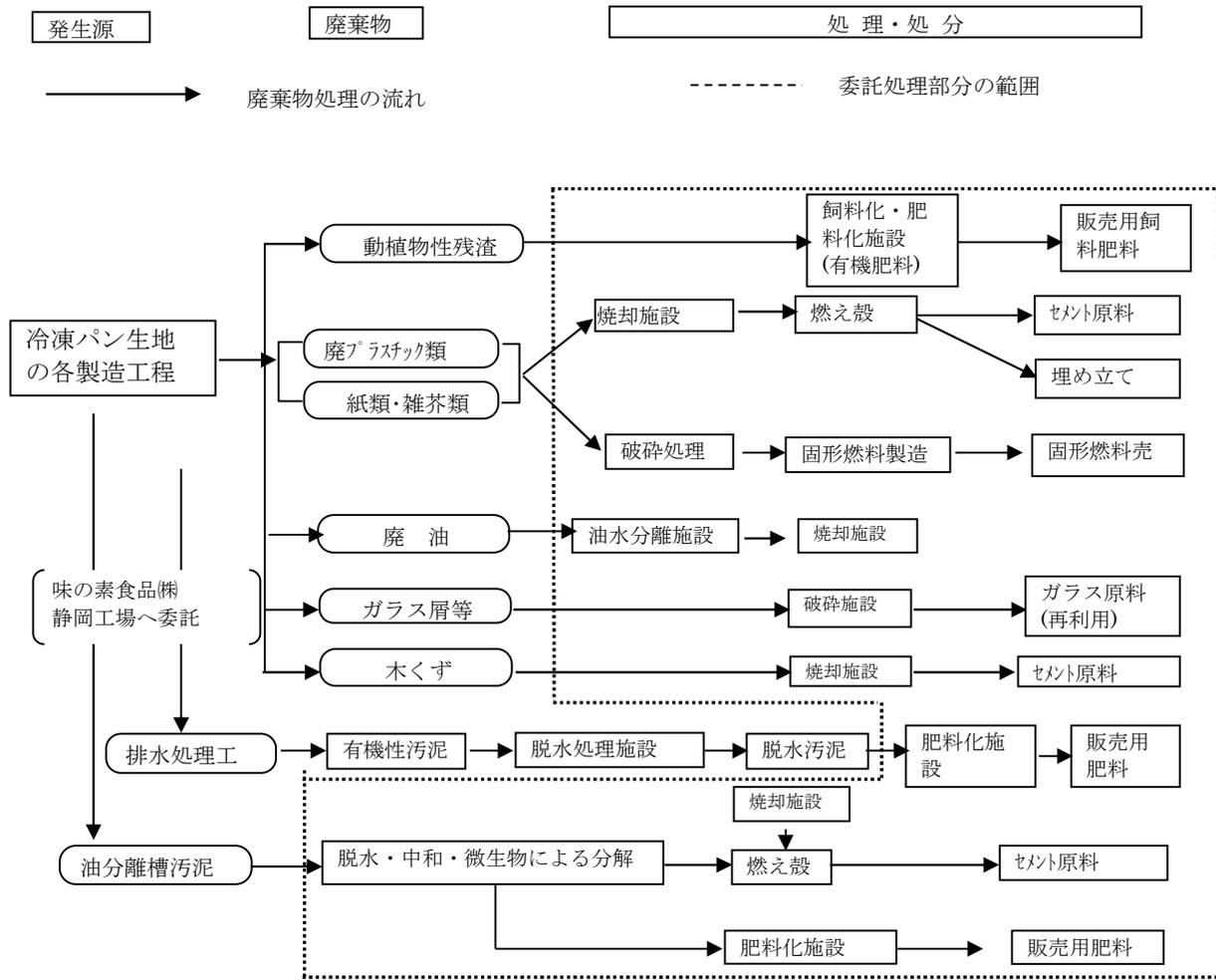


表1 環境管理役割・業務一覧表

担当部門及び責任者	環境管理に関する責任と権限
社長	● 全社環境方針の決定
管理責任者	● 環境管理(環境マネジメントシステム)に関する最終責任者 ● 当事業所の環境方針の策定、見直しに関する決定者
管理部	● 島田市との環境協定締結責任者 ● 外部折衝総括責任者(官公庁、地域、他) ● 産業廃棄物業者総括管理(契約締結、支払い管理) ● 対外的業務窓口(官公庁、地域、他) ● 環境関連法規届出書類の管理 ● 地域社会とのコミュニケーションの推進
製造部	● パン製造工場廃棄物処理管理 ・ 廃棄物分類・廃棄作業管理統括 ・ 廃棄物処理量の管理(再資源化率の管理) ・ マニフェスト管理 ● 廃棄物の発生量削減推進 ● 廃棄物の分別・再利用推進 ● 廃棄物の再生利用(再資源化)推進 ● 廃棄物業者との中間(最終)処分地の定期視察
工務係	● 工場施設・設備管理の責任者 ● 環境関連法規届出書類の作成
環境管理委員会 開催:1回/3ヶ月	● 環境管理に関する全ての事項の最高審議機関 ・ 環境目的及び目標に関する実行計画の進捗状況の確認 ・ 環境管理に関する設備改善、設備投資の審議 ・ 環境問題の個別改善の計画と実施状況の確認 ・ 官公庁の法規制に関する情報共有化とその対応の検討 ・ 近隣からの環境苦情への対応状況の確認 ・ その他環境全般に関する事項の報告と確認及び対応を要する事柄についての検討